

随意契約理由書

今回工事を行おうとする工事は、下記1の公共災害復旧工事（法面）である。

この工事の契約にあたっては、下記2の記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約によることとしたい。

1 工事概要

| | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | <u>公共災害復旧工事（法面）</u> |
| (2) 路・河川名 | <u>木戸川筋</u> |
| (3) 工事箇所名 | <u>双葉郡檜葉町大字上小埜地内</u> |
| (4) 工 事 内 容 | <u>復旧延長 L = 27.3 m</u> <u>吹付砕工 A = 1,372.4 m²</u> |

2 随意契約の理由

当該工事は、令和5年9月8日から9日にかけて令和5年台風13号による豪雨により被災した二級河川木戸川筋の災害復旧工事を実施するものである。

当該箇所は、想定を超える雨水が木戸ダム下流左岸の既設法枠上部から浸水したことにより、法面の崩落に至ったものである。当該箇所は、ダム放流警報設備やCCTV設備等に隣接しており、ダム管理上の支障となっている。

以上より、さらに被害が拡大した場合ダム管理設備に波及することが懸念され、早急な復旧が必要であるため、「公共工事に係る随意契約ガイドライン」2（2）アに基づき、緊急の必要により手続き等に相当の期間を要する競争入札ではなく、随意契約としたい。